

大阪キリスト教短期大学 学則

2026年4月1日

大阪キリスト教短期大学 学則

第1章 総則

第1条 本学は、大阪キリスト教短期大学と称する。

第2条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に福音主義キリスト教信仰に基づいて、幼児教育に関する専門教育を授ける完成教育機関であると共に、広く教養を培いキリスト教的人格を具えた良き社会人を育成することを目的とする。

第2条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。その規程については、別に定める。

第2条の3 本学は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。認証評価に関しては、別に定める。

第3条 本学は、大阪市阿倍野区丸山通1丁目3番61号に置く。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

第4条 本学に次の学科を置く。

幼児教育学科

2. 本学に日本語別科、介護福祉別科を置く。日本語別科、介護福祉別科に関する規程は、別に定める。

第4条の2 キリスト教精神に則り、現代社会の多様な要請に応え、個性を尊重する保育を実現する専門性の高い社会人の育成を目的とする。

第5条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
幼児教育学科	1 6 7 人	3 3 4 人
合 計	1 6 7 人	3 3 4 人

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2. 学生は修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第6条の2 本学が長期履修学生と認定した学生は、第6条の修業年限を超えて在学することができる。

2. 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第3章 教育課程・履修方法

第7条 本学において開設する教養基礎科目及び専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は別表第1のとおりとする。

第8条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目とし、2年に分けて履修させるものとする。

第8条の2 長期履修学生の履修方法については別に定める。

第9条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2. 学生は登録した授業科目以外の授業科目を履修し単位を修得することはできない。
3. 学生が各学期毎に適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一学期に履修科目として登録することができる上限を設ける。
4. 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
5. 前2項の運用に際しては、別に定める。

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 教育上有益と認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
3. 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。
4. 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮した上で、概ね15時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

ただし、実習・実技等については、上記時間範囲の内、本学の定める時間数をもって1単位とする。

- (1) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第11条 本学を卒業するためには、学生は修業年限以上在学し、教養基礎科目及び専門教育科目の62単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養基礎科目は13単位以上修得しなければならない。
- (2) 専門教育科目は49単位以上修得しなければならない。

第11条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が単位互換制度等により他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第11条の3第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第11条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、第11条の2第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第11条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 学生が入学する前に行った第11条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3. 前2項により修得したものとみなし、また与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第12条 幼児教育学科の学生で幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、第11条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 幼児教育学科の学生で保育士資格を得ようとする者は、第11条の規定によるほか児童福祉法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

第4章 課程修了認定

第13条 各学期末にその期に履修した科目の学科試験を行う。学科試験は筆記・口述・実技試験のいずれかにより、又はこれらの併用によって、学期の終わりに期日を決めて行う。ただし、担当教員が適当と認めたときは、随時行う試験またはその授業についてのレポート・報告書・作品等の提出をもって学科試験に替えることができる。いずれの科目においても出席回数が授業時間数の3分の2に満たない者は、その科目の受験資格を失う。

第14条 学修の評価については、原則として学期毎に行う試験及び学修状況に基づいて行う。学修状況は、随時行う試験・レポート・報告書、作品及び実験・実習状況及びグループディスカッション（ディベート、グループワーク）の取り組みなどのいずれか又はこれらを総合したものとする。

成績の評価などは、次の評語及び点数によって示され、可以上を単位修得の合格とする。

秀100～90、優89～80、良79～70、可69～60、不可59以下。

通年科目の成績は原則として前後期の成績の平均をもって評価し、可以上を単位修得の合格とし、所定の単位を与えるものとする。

第15条 学科試験に無届欠席した時は、その学科試験の採点を不可とする。ただし、疾病又はやむを得ない事故によって許可を得て学科試験に欠席した時は、後日追試験を行いその評価を定める。

第16条 規定の科目及びその単位数を修得し、かつ教授会の議を経て学長の認定した者に対し卒業証書を授与する。

2. 前項により卒業した者は短期大学士と称することができる。その学位の名称を用いる時は大阪キリスト教短期大学と付記する。
3. 本学の設置学科に従って授与する学位は、幼児教育学科は短期大学士（幼児教育学）とする。

第5章 入学

第17条 入学の時期は毎学年の始めとする。

第18条 本学に入学を許可されることが出来る者は、次の各号の一に該当し、所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、本学において、相当の年齢に達し高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者

第19条 入学志願者は、入学願書に学生募集要項が定めるものを添えて提出しなければならない。

第20条 他の大学より本学に転学を志願する者は、欠員のある場合に限り考査の上で入学を許可することがある。

第6章 休学・退学・除籍・復学

第21条 願により本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。

- 2. この場合退学前に修得した単位の全部又は一部をすでに修得したものと認めることがある。この認定は教授会の議を経て学長が行う。

第22条 疾病又はやむを得ない事故のため、休学又は退学を欲する者は、その事由を詳細に記し、保証人連署をもって願い出るべきものとする。

第23条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし特別の事由があると認められた者には引続きさらに1年まで延長することができる。

- 2. 休学の期間は在学年数に通算しない。

- 3. 休学を許可された者は、その者の入学年度の学費のうち、授業料及び教育・施設充実費の10%に相当する額を在籍料として納付するものとする。

第24条 在学中の学生であって履修すべき学科目及び単位を所定の期間内に登録しなかった場合は無届休学とし、1年以上に及んだ場合は退学させることができる。

第25条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第23条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (2) 授業料の滞納が3カ月に及ぶ者
- (3) 長期間にわたり所在不明の者
- (4) 在学期間が4年を超える者

第26条 休学期間満了のとき、又は休学期間であっても、その事由が消滅したときは学

長の許可を得て復学することができる。

第7章 学費・奨学金

第27条 入学検定料、入学金、授業料その他学生の負担すべき学費の金額及びその納入方法は別表第2のとおりとする。

2. 長期履修学生に係る学費及びその納入方法は別表第3のとおりとする。

第28条 学費は所定の期日までに納付しなければならない。一旦納付した学費は理由の如何にかかわらず返還しない。

第29条 品性、信仰、学力ともに優秀な者には教授会の議を経て学長の認定により奨学金を授与することができる。

第30条 生活費、研究費の支弁に困難な事情にある学生には教授会の議を経て学長の認定により、相当の奨学金を支給することができる。

第8章 教職員組織

第31条 本学には学長、副学長、学科長、教授、准教授、助教、助手、講師、事務職員、技術職員等の職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には准教授、助教、助手又は講師を置かないことができる。

第32条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2. 副学長は学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。

3. 学科長は学科に関する校務をつかさどる。

4. 教授は専門分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

5. 准教授は専門分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

6. 助教は専門分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する。

7. 助手はその所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

8. 講師は教授または准教授に準ずる職務に従事する。

第32条の2 本学は、前条の教員による、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。その実施については、別に定める。

第33条 事務職員、技術職員等は、学務の処理、会計経理及び教職員、学生の厚生補導のための諸事務を行う。

第9章 教授会

第34条 本学に教授会を置く。

第35条 教授会は、学長、副学長及び教授をもって組織する。

2. 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に、准教授、助教、講師及び部局長等を加えることができる。

第36条 教授会は学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了並びに学生の休学、退学、除籍に関する事項
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴く必要があると定めるもの。

第37条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 教会・宗教的訓練

第38条 学生の宗教的訓練及び学修のために、本学に教会を設け、毎日曜日に礼拝、夕拝等を開き、その他の宗教的行事を行う。教会に関する細則は別に定める。

第39条 本学は、建学の精神を伝えるための講座を行う。

- 2. 本学は、キリスト教的人格教育を行うため、礼拝等を行うほか、学年始、降誕節、卒業期に特別礼拝を行う。

第40条 学生は第39条の諸集会に出席することを原則とする。

第11章 図書館・実験学校

第41条 本学に図書館を設け、必要な書籍、資料を蒐集し、教員、学生及び校友の研究に備える。図書館に関する細則は別に定める。

第42条 学生の教育実習に供し、また幼児教育の進展に寄与するための研究を行う目的をもって実験学校の性格を具えた幼稚園・認定こども園・保育園を附置する。実験学校に関する細則は別に定める。

第12章 研究所

第43条 教育に関する総合研究を行うために、教育研究所を附置することができる。教育研究所に関する細則は別に定める。

第13章 センター等

第44条 第4条、第31条、第34条、第38条、第41条、第42条及び第43条に定める組織のほか、本学に次の組織を置くことができる。

- (1) センター
- (2) その他、学長が新たに必要と認める組織

- 2. 前項の組織に関する事項は別に定める。

第14章 科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

第45条 本学の授業科目の履修を希望する者のあるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2. 科目等履修生には、本学則第14条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3. 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第45条の2 本学の授業科目の聴講を希望する者のあるときは本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。

- 2. 聴講生には、単位を与えない。

3. 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

第45条の3 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2. 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第15章 課外講演・公開講座

第46条 規定の学科以外に随時研究会、講演会を催し、学生の研究に資する。

第47条 講義の学外延長として、定期的に講習会を催し、また適時公開講座を開き、一般有志の研究に門戸を開放する。

第16章 学年・学期及び休業日

第48条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第49条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日より9月上旬まで

後期 9月上旬より3月31日まで

1年の授業を行う期間は、学科試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期の終期および後期の始期を変更することができる

第50条 休業日を次のように定める。

夏季休業 8月1日より9月上旬まで

冬季休業 12月24日より1月7日まで

春季休業 3月20日より3月31日まで

大学創立記念日 11月4日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は官署より示された臨時休業日の必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。ただし、夏季休業中には集中講義を開講することがある。

前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第17章 厚生補導施設

第51条 本学に厚生補導のための施設として、学生相談室、保健室、食堂等を置く。これらの運営に関する細則は別に定める。

第18章 賞罰

第52条 学生として表彰に値する業績のあった者には、賞状又は賞金を授与する。

第53条 本学の規則命令に違反し、あるいは品性・言行が本学学生としてふさわしくないと認められた者は教授会の議を経てその軽重に従い、学長は学生に対する懲戒処分を行う。処分の種類は退学、停学、訓告とする。

2. 本学としての教育上の配慮、対象とする行為、処分の手続きその他詳細は、「学生の

懲戒に関する規程」で定める。

3. 停学期間は在学期間に参入し、修業年限に参入しない。ただし、停学期間が3ヶ月以内の場合には、修業年限に参入することができる。

停学中の者も、別表第2及び別表第3に従い、学費を納付しなければならない。

第19章 改廃

第54条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会において行う。

附 則

本学則は1974年4月1日からこれを実施する。

本学則は1977年4月1日からこれを実施する。

本学則は1978年4月1日からこれを実施する。

本学則は1979年4月1日からこれを実施する。

本学則は1980年4月1日からこれを実施する。

本学則は1981年4月1日からこれを実施する。

本学則は1982年4月1日からこれを実施する。

本学則は1983年4月1日からこれを実施する。

本学則は1984年4月1日からこれを実施する。

本学則は1986年4月1日からこれを実施する。

本学則は1987年4月1日からこれを実施する。

本学則は1988年4月1日からこれを実施する。

本学則は1989年4月1日からこれを実施する。

本学則は1990年4月1日からこれを実施する。

本学則は1991年4月1日からこれを実施する。

本学則は1992年4月1日からこれを実施する。

本学則は1998年4月1日からこれを実施する。

本学則は1999年4月1日からこれを実施する。

本学則は2000年4月1日からこれを実施する。

本学則は2001年4月1日からこれを実施する。

本学則は2002年4月1日からこれを実施する。

本学則は2003年4月1日からこれを実施する。

本学則は2004年4月1日からこれを実施する。

本学則は2005年4月1日からこれを実施する。

本学則は2006年2月1日からこれを実施する。

本学則は2007年4月1日からこれを実施する。

本学則は2008年4月1日からこれを実施する。

本学則は2009年4月1日からこれを実施する。

本学則は2010年4月1日からこれを実施する。

本学則は2011年4月1日からこれを実施する。

本学則は2012年4月1日からこれを実施する。

本学則は2013年4月1日からこれを実施する。ただし、2013年3月末在学生については、別表第4について従前のとおりとする。

本学則は2014年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2014年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2014年7月28日からこれを実施する。

本学則は2015年4月1日からこれを実施する。

ただし、この学則は2015年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2015年10月19日に改正し、2011年4月に遡及してこれを実施する。

本学則は2016年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2016年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2017年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2017年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2018年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2018年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2019年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2019年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2020年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2020年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2021年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2021年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2022年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2022年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2023年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2023年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2023年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2023年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とするが、第52条については、現に在学する学生を含む全ての在学生に適用する。

本学則は2024年4月1日からこれを実施する。ただし、この学則は2024年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2025年1月29日改正し、2025年4月1日から施行する。ただし、この学則は2025年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2026年1月28日改正し、2026年4月1日から施行する。ただし、この学則は2026年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本学則は2026年3月25日改正し、2026年4月1日から施行する。なお、第52条の規定については、現に在学する学生を含む全ての在学生に適用する。

別表第1の1 幼児教育学科 教養基礎科目

授 業 科 目	授 業 形 態	設置単位数		最低 修得 単位	備 考
		必修	選択		
聖書と現代人	講義	2			
英語 1	演習		1		
英語 2	演習		1		
スポーツ実技	実技		1		
生涯スポーツ	実技		1		
レクリエーション実技	実技		1		
体育講義	講義		1		
情報機器演習 1	演習	1			
情報機器演習 2	演習		1		
日本国憲法	講義		2		
キャリア基礎	講義		2		
国語表現	演習		1		
現代こども女性学	演習		1		
スペイン語 1	演習		1		
スペイン語 2	演習		1		
こどもの哲学	演習		1		
保育英語	演習		1		
作曲法基礎	演習		1		
こどもと絵本 1	講義		2		
こどもと絵本 2	講義		2		
世界の食文化	演習		1		
ライフマネジメント論	講義		2		
ビューティーデザイン論	講義		2		
コミュニケーション演習	演習		1		
ミュージカル	演習		1		
日本語 1	講義		1		
日本語 2	講義		1		
日本語 3	講義		1		
日本語 4	講義		1		
日本語 5	講義		1		
日本語 6	講義		1		
ビジネス日本語 1	講義		2		
ビジネス日本語 2	講義		2		
初年次教育	講義	1			
プレゼンテーション演習	演習		1		
地域協働実践	演習		1		
ゲームと教育テック	講義		1		
ジャパニメーションと DX	講義		1		
デジタル社会における関西文化	講義		1		
計		4	44	13	

別表第 1 の 2 幼児教育学科 専門教育科目

授 業 科 目	授 業 形 態	設置単位数		最低 修得 単位	備 考
		必修	選択		
保育原理	講義	2			
教育原理	講義	2			
保育者論	講義		2		
こども家庭福祉	講義	2			
社会福祉	講義		2		
こども家庭支援論	講義		2		
社会的養護 1	講義		2		
社会的養護 2	演習		1		
保育心理学	講義	2			
こども家庭支援の心理学	講義		2		
こどもの理解と援助	演習		1		
こどもの保健	講義		2		
こどもの食と栄養 1	演習		1		
こどもの食と栄養 2	演習		1		
教育課程論	講義		2		
幼児と健康	演習		1		
幼児と人間関係	演習		1		
幼児と環境	演習		1		
幼児と言葉	演習		1		
幼児と表現	演習		1		
保育内容総論 1	演習	2			
保育内容 健康	演習		1		
保育内容 人間関係	演習		1		
保育内容 環境	演習		1		
保育内容 言葉	演習		1		
保育内容 表現	演習		1		
乳児保育 1	講義		2		
乳児保育 2	演習		1		
こどもの健康と安全	演習		1		
障害児保育	演習		2		
子育て支援	演習		1		
教育社会学	講義	2			
教育情報学	演習		2		
教育方法学	講義		2		
特別支援教育の理解	講義		2		
幼児理解と教育相談	講義		2		
保育・教職実践演習（幼稚園）	演習		2		
ピアノ（基礎）	演習		1		

ピアノ伴奏	演習		1		
ピアノ奏法 1	演習		1		
ピアノ奏法 2	演習		1		
うた	演習		1		
アンサンブル（合奏・合唱）	演習		1		
こどもとアート 1	演習		1		
こどもとアート 2	演習		1		
在宅保育	講義		2		
キリスト教保育	講義		1		
こどもと遊び 1	演習		2		
こどもと遊び 2	演習		2		
こどもとミュージカル	演習		1		
地域福祉	演習		1		
卒業研究	演習	2			
観察実習	演習		2		
インターン実習 1	演習		1		
インターン実習 2	演習		1		
教育実習（幼稚園）	実習		5		
保育実習 1（保育所）	実習		2		
保育実習 1（施設）	実習		2		
保育実習指導 1（保育所）	演習		1		
保育実習指導 1（施設）	演習		1		
保育実習 2	実習		2		
保育実習 3	実習		2		
保育実習指導 2	演習		1		
保育実習指導 3	演習		1		
きりたん学	講義	1			
幼児音楽 1	演習		1		
幼児音楽 2	演習		1		
幼児音楽 3	演習		1		
公開演奏	演習		1		
海外保育活動体験	演習		1		
こどもとダンス	演習		1		
こどもと運動	演習		1		
こどもとリトミック	演習		1		
ダンス・スポーツ総合演習	演習		1		
生成 A I と教育の未来	講義		2		
教育コンテンツ論	講義		2		
簿記論	講義		2		
ファイナンシャルプランナー論	講義		2		
産官学連携アントレプレナー	講義		2		
企業の社会的責任と倫理	講義		2		

ソーシャルメディア活用論	講義	2		
D X 社会学	講義	2		
S D G s 論	講義	2		
ダンス動画入門	演習	1		
デジタル音楽入門	演習	1		
3D コンピュータグラフィックス	演習	1		
デジタル絵本入門	演習	1		
デジタルアート表現	演習	1		
Web デザイン	演習	1		
こどもビジネス論	講義	2		
M O S 演習	演習	1		
データの見方・使い方	演習	2		
P y t h o n プログラミング	演習	2		
J A V A プログラミング	演習	2		
情報技術基礎 1	演習	1		
情報技術基礎 2	演習	1		
情報技術基礎 3	演習	1		
情報技術応用 1	演習	1		
情報技術応用 2	演習	1		
情報技術応用 3	演習	1		
データ構造とアルゴリズム	演習	1		
情報セキュリティ	演習	1		
C A D 演習	演習	1		
C G アニメーション	演習	1		
C G 理論	演習	1		
キャリアベーシック (SPI)	演習	1		
私の就職活動プランニング	講義	1		
キャリアブラッシュアップ	講義	1		
基礎教養のための数学演習	演習	1		
事務職のための PC 演習 1	演習	1		
事務職のための PC 演習 2	演習	1		
デジタル文書演習	演習	1		
スプレッドシート演習	演習	1		
インターンシップ	演習	1		
F E 演習	演習	1		
分散システム	講義	2		
クラウドとビッグデータ	講義	2		
生成 AI による Python プログラミング	演習	1		
ネットワーク構築	演習	1		
セキュリティ基礎	講義	2		
W e b 制作基礎	演習	1		
ビジネスシーンにおける生成 AI 活用	講義	1		

データベース演習	演習		1		
Webアナリティクス	演習		1		
IT開発演習1	演習		1		
IT開発演習2	演習		1		
IT開発演習3	演習		1		
バックグラウンド構築	演習		1		
デバッグ演習	演習		1		
エンジニア実務演習	演習		1		
3D CAD演習	演習		2		
DTPオペレーター	演習		1		
ビジネス英会話	演習		1		
ホスピタリティ論	講義		2		
ビジネス実務論	講義		2		
オンラインツール活用演習	演習		1		
計		15	173	49	

別表第2 2026年度入学者学費

学 費

(単位 円)

費 目 学 科 等			入学金	学 費		実習費	運営維持費	保健・安全衛生費	合 計	
				授業料	教育・施設充実費					
幼児教育 学 科 (こども学コース) (教育テックコース) DXグローバルクラス除く	1 年	前期	250,000	400,000	135,000	16,000	26,000	5,000	832,000	
		後期		400,000	135,000	16,000	26,000	—	577,000	
		年間	250,000	800,000	270,000	32,000	52,000	5,000	1,409,000	
	2 年	前期		400,000	135,000	16,000	26,000	5,000	582,000	
		後期		400,000	135,000	16,000	26,000	—	577,000	
		年間		800,000	270,000	32,000	52,000	5,000	1,159,000	
	計			250,000	1,600,000	540,000	64,000	104,000	10,000	2,568,000
	幼児教育 学 科 (教育テックコース DXグローバルクラス)	1 年	前期	250,000	500,000	125,000	—	—	—	875,000
			後期		500,000	—	—	—	—	500,000
年間			250,000	1,000,000	125,000	—	—	—	1,375,000	
2 年		前期		500,000	125,000	—	—	—	625,000	
		後期		500,000	—	—	—	—	500,000	
		年間		1,000,000	125,000	—	—	—	1,125,000	
計			250,000	2,000,000	250,000	—	—	—	2,500,000	
摘 要			入学手続き時に納入する。 ただし入学金 減免規程に該当する場合は 減免する。	各学期所定期日までに納入する。						

(注) 学費は上記のとおりである。ただし上記の他、免許取得諸経費、学外研修費など、別途納入を求める場合がある。

入学検定料:受検時に30,000円を前納する。

ただし入学検定料免除制度に該当する場合は無料とする。

別表第3 長期履修学生 2026年度入学者学費

学 費 (単位 円)

学 科 等			費 目	入学金	学 費		実習費	運営維持費	保健・安全衛生費	合 計
					授業料	教育・施設充実費				
幼児教育 学 科 (こども学コース) (教育テックコース)	1 年	前期	250,000	270,000	110,000	10,000	26,000	5,000	671,000	
		後期		270,000	110,000	10,000	26,000	—	416,000	
		年間	250,000	540,000	220,000	20,000	52,000	5,000	1,087,000	
	2 年	前期		270,000	110,000	10,000	26,000	5,000	421,000	
		後期		270,000	110,000	10,000	26,000	—	416,000	
		年間		540,000	220,000	20,000	52,000	5,000	837,000	
	3 年	前期		270,000	110,000	10,000	26,000	5,000	421,000	
		後期		270,000	110,000	10,000	26,000	—	416,000	
		年間		540,000	220,000	20,000	52,000	5,000	837,000	
計			250,000	1,620,000	660,000	60,000	156,000	15,000	2,761,000	
摘 要			入学手続き時に納入する。 ただし入学金 減免規程に該当する場合は 減免する。	各学期所定期日までに納入する。						

(注) 学費は上記のとおりである。ただし上記の他、免許取得諸経費、学外研修費など、別途納入を求める場合がある。

入学検定料:受検時に30,000円を前納する。

ただし入学検定料免除制度に該当する場合は無料とする。